

●香川県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年8月29日から同年9月19日まで一般の縦覧に供する。

平成20年8月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 詫間琴平線（23号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町下麻字杉尾766番13地先から	6.8～18.7	66	平成19年香川県告示第567号で変更した区域
三豊市高瀬町下麻字麻浦804番5地先まで	3.0～3.0	45	

- 4 供用開始の期日 平成20年8月29日